

女性活躍推進

公立大学法人大阪 一般事業主行動計画

女性がその個性と能力を十分に発揮できる社会を実現するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づき、女性の活躍に関する状況を把握し、改善すべき課題についての分析を踏まえたうえで、次のように一般事業主行動計画を策定する。

1. 行動計画期間：

平成31年(2019年)4月1日～令和6年(2024年)3月31日までの5年間

2. 課題

- (1) 女性教員の比率が低い。
- (2) 職員においては管理職、教員においては教授職の女性比率が低い。
- (3) 女性がより一層活躍できるように環境整備を推進する必要がある。

3. 目標

目標1：教員の女性採用比率を、30%とする。

<取組内容>

- ・募集要項等を通じて女性教員採用にかかる積極的な広報を実施する。
- ・女性教員採用にかかるインセンティブ制度を導入する。
- ・大学統合までの間は、教員の女性比率を、大阪府立大学においては21%以上、大阪市立大学においては20%以上とする。

目標2：職員においては管理職の女性比率を20%、教員においては教授職の女性比率を15%とする。

<取組内容>

- ・女性教職員の継続的かつ安定的な採用を行う。
- ・女性が継続して働きやすい環境を整備する。
- ・法人ならびに大学の管理職・教授職への女性登用を積極的に図る。

目標3：女性活躍推進に係る組織的な取り組みを行う。

<取組内容>

- ・女性研究者支援等を推進する部門を中心として、引き続き、女性が継続して働きやすい環境を整備する。
- ・女性活躍推進に係る研修や講演会を年1回以上実施する。
- ・男性教職員も育児休業を取得できることや配偶者と交互に育児休業を取得することが可能である旨の周知を

行い、男性教職員の育児休業の取得促進に努める。

- ・ 法人ならびに大学の経営層への女性登用を積極的に図り、女性が継続して働きやすい環境の整備を法人全体で推進する。